

障害がある方について
免許制度が変わりました



主な改正内容

- 衛生管理者免許・作業主任者免許
- 心身の障害にかかわらず免許が受けられるようになりました。
- 就業制限業務に関する免許（ボイラー技士免許等）
- 心身の障害がある方の免許基準が明確化されました

障害がある方も、ない方も、生き生きと生活できる社会を目指してー

◆ 障害がある方は、就業制限業務に関する免許を取得できない場合があります。

免許の種類	業務（職務）の内容	免許を取得できない場合がある者
発破技士免許	発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務	身体又は精神の機能の障害により、せん孔機械、装てん機若しくは発破器の操作、結線又は不発の装薬若しくは残薬の点検及び処理を適切に行うことができない者
★揚貨装置運転士免許	制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務	身体又は精神の機能の障害により、揚貨装置の操作又は揚貨装置の周囲の状況の確認を適切に行うことができない者
ボイラー技士免許 (特級・一級・二級)	ボイラー(小型ボイラーを除く。)の取扱いの業務	身体又は精神の機能の障害により、ボイラーの操作又はボイラーの運転状態の確認を適切に行うことができない者
★ボイラー溶接士免許 (特別・普通)	ボイラー(小型ボイラーを除く。)又は第一種圧力容器(小型圧力容器を除く。)の溶接(自動溶接機による溶接、管(ボイラーにあっては、主蒸気管及び給水管を除く。)の周縫手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く。)の業務	身体又は精神の機能の障害により、溶接機器の適切に行うことができない者
ボイラー整備士免許	一定以上の大きさのボイラー又は第一種圧力容器の整備の業務	身体又は精神の機能の障害により、ボイラーの掃除又は附属品の分解等を適切に行うことができない者
★クレーン運転士免許	つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。)の運転の業務	身体又は精神の機能の障害により、クレーンの操作又はクレーンの周囲の状況の確認を適切に行うことができない者
★移動式クレーン運転士免許	つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの運転の(道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上を走行させる運転を除く。)の業務	身体又は精神の機能の障害により、移動式クレーン操作又は移動式クレーンの周囲の状況の確認を適切に行うことができない者
★デリック運転士免許	つり上げ荷重が5トン以上のデリックの運転の業務	身体又は精神の機能の障害により、デリックの操作又はデリックの周囲の状況の確認を適切に行うことができない者
潜水士免許	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの吸気を受けて、水中において行う業務	身体又は精神の機能の障害により、潜降及び浮上を適切に行うことができない者
ガス溶接作業主任者免許	①可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務 ②アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業に係る作業主任者の職務	身体又は精神の機能の障害により、溶接機器の操作を適切に行うことができない者

★がついている免許については、実技試験によって判断されます。

改正の趣旨

障害のある方も障害のない方とともに社会経済活動に参加し、いきいきと生活するという「ノーマライゼーション」の考え方を実現していくために、政府の障害者施策推進本部決定「障害者に係る欠格条項の見直し」(平成11年8月9日)に基づき、労働安全衛生法の免許に設けられていた障害に関する欠格事由が見直されました。

このほかの改正事項

- 障害を理由として免許が受けられないとされた場合には、都道府県労働局で意見聴取の機会を設けることになりました。
- 障害を理由として免許を取り消された場合であっても、その後に再び免許を与えることが適当であると認められたときには、再び免許が与えられることになりました。
- 障害者が免許を受けるときには、その方が利用している障害を補う手段や受けている治療などを考慮いたします。



ご注意ください

- 免許を受けられるかどうかの判断は、都道府県労働局において行います。
- 免許は補装具の使用などの条件が付される場合があります。
- 免許試験を受けるときは障害についての配慮が必要な方は、試験が行われる「安全衛生技術センター」までご連絡ください。

詳しくは最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

詳しくはこちらまでお問い合わせください。